

## 第12節 医 療

### 第1 在留資格の審査

#### 1 医療の在留資格について

「医療」の在留資格は、医療関係の業務に従事する専門家を受け入れるために設けられたものである。

#### 2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「医療」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動

#### (1) 用語の意義

ア 「医師、歯科医師」とは、日本の医師法（昭和23年法律201号）又は歯科医師法（昭和23年法律202号）によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師をいう。

イ 「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指しており、特定の資格を有しなくても行うことができる医療に係る業務に従事する活動は、当該在留資格の該当範囲からは除かれる。

ウ 「医療に係る業務に従事する活動」とは、医学に基づいて人の疾病的予防又は傷病の治療（助産を含む。）のために行われる給付を業務として行うことをいい、給付に付随する必要な業務、例えば、医学的諸検査、診察、看護等も含まれる。

（注）法律上我が国の医療関係の資格を有しなければできない職業（いわゆる業務独占の資格職業）に係る在留資格であり、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、

の資格をもってこれらの業務に従事する活動が該当する。

#### (2) 留意事項

医師、歯科医師その他の資格を有する外国人が行う活動であっても、その資格を有する者でなければ法律上従事できない業務以外の業務に従事する活動の場合は、「医療」の在留資格には該当しない。このことは、「法律・会計業務」の在留資格の場合と同じ

である。

例えば、医師の資格を有する外国人が行う活動であっても、本邦の公私の機関との契約に基づき、研究所で研究を行う業務に専ら従事する場合は、「医療」の在留資格ではなく、「研究」の在留資格に該当する。

### 3 基準

#### (1) 1号

申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

#### 留意事項

1号は、外国人が「医療」の在留資格の決定を受けて本邦に上陸しようとする場合の適合する業務を「医師」以下14種類の資格を有する者としての業務に限定するとともに、それらすべてについて日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けてこれらの業務に従事することを要件として定めたものである。

(注) 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の資格をもってこれらの業務に従事する活動も、「医療」の在留資格の該当範囲ではあるが、これらの業務は基準に規定されていないことから、基準省令には適合しないこととなる。

#### (2) 2号

申請人が准看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において准看護師の免許を受けた後四年以内の期間中に研修として業務を行うこと。

#### ア 用語の意義

「研修として行う業務」に従事する活動とは、外国人が准看護師としての業務に従事することにより一定の技術、技能又は知識を修得する活動である。

在留資格「研修」をもって在留する外国人が行う「本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動」と類似するが、報酬を受けて行うものである点において基本的に異なる（「研修」の在留資格をもって在留する外国人は、報酬を受けることができない（法19条1項2号）。）。

#### イ 留意事項

(ア) 2号は、外国人が准看護師としての業務に従事しようとする場合に適用される基準である。

(イ) 本邦において准看護師免許を取得した外国人が、その後4年以内の期間中に、研

修として行う業務に従事する活動に限っている。

(3) 3号

申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局に招へいされること。

留意事項

ア 3号は、外国人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合に適用される基準である。

イ これらの業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局との雇用契約等に基づいて、本邦の医療機関又は薬局に招へいされる者でなければならない。

4 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄の記載が「医療」であることを確認する。

イ 申請書の活動内容欄が「医師」又は「その他医療関係業務」であることを確認する。

ウ 立証資料により、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士次のいずれかの日本の資格（免許書、証明書等の写し）を有することを確認する。

エ 申請人が医師又は歯科医師以外の場合は、勤務する機関の概要（病院、診療所等設立を受けることを要する機関の場合は、当該許可を受けた年月日を明示したもの）を明らかにする資料を確認する。

オ 申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、医療機関又は薬局に招へいされるものであることを確認する。

(2) 在留期間の更新時

ア 申請人が医師又は歯科医師以外の場合は、従事する職務の内容及び報酬を証明する在職証明書その他の所属機関の文書を確認する。

イ 准看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において准看護師の免許を受けた後4年以内の期間中に研修として業務を行うものであることを確認する。

ウ 申請書の月額報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書を確認し、在留資格該当性及び上陸基準適合性において問題がないかを確認する。

5 立証資料

第31節別表のとおり。

## 6 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 医師又は歯科医師であるもの</p> <p>④ ③以外の場合は、「医療」の在留資格で3年又は5年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「医療」の在留資格に該当する活動を行っているもの (注) 准看護師を除く。</p> <p>⑤ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超える3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの（3月の項に該当するものを除く。）</p> <p>① 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの</p> <p>② 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 就労予定期間が1年以下であるもの（契約期間が1年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを見込めるものを除く。）</p>

3月

就労予定期間が3月以下であるもの

- ※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。
- 2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。
- 3 [REDACTED]
- (1) [REDACTED]  
ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]
- (2) [REDACTED]  
[REDACTED]
- 4 准看護師の場合は、免許取得後の期間が4年を超えない期間とする。
- 5 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

## 第2 応用・資料編

### 1 「臨床修練」に係る取扱いについて

臨床修練とは、外国において本邦の医師又は歯科医師に相当する資格を持つ外国医師又は外国歯科医師が、本邦の厚生労働大臣の許可を受けて行う臨床の場における医療研修のことをいい、在留資格「医療」には該当しないものである（詳細は、第24節の2第2の2参照）。

### 2 「日英医師相互開業に関する通報」に基づく英国人医師の取扱い

#### (1) 経緯

昭和39年、在京英國大使館から英國人医師の大坂、神戸地区での診療を可能とするよう要請があり、本邦の医師免許を付与された英國籍を有する者が日本国政府の承認した病院又は診療所において外国人を対象とした医療業務に従事する場合に認めることに合意し、口上書を交換。

昭和47年、在日英國人の診療に従事し得る英会話可能な医師が減少し、在京英國大使館から、特に京浜地区における英國人医師の増員についての要請が行われた。他方、日本医師免許を有する日本人医師は、英國の法令に基づき、人数の制限を受けず、

かつ、英国の医師試験を要せずに英国内の病院又は許可された機関において医療に従事し得ることとなっている。

外務省では、英國側の要請理由を考慮し、3名の英国人医師に対する英語による医師国家試験を行う旨通報。

以後、在京英國大使館から、個別に英国人医師の増加、診療所等の開設の要請があつた。

## (2) 取扱い

外務省からの「日英医師相互開業に関する通報」に基づき、日本医師免許証の交付を受けた英国人に対して、「医療」の在留資格を決定することとしている。

(注) なお、同様の制度はフランス及びシンガポールにも認められている。

## (参考)

平成22年3月に策定された「第4次出入国管理基本計画」において、我が国の専門的な国家資格を有する外国人歯科医師、看護師等の就労年数に係る上陸許可基準について、その見直しを検討とされたことを踏まえ、外国人歯科医師、看護師等の就労に係る制限を緩和することとし、所要の規定を整備し、在留資格「医療」に係る上陸基準省令が改正された。

### 改正の趣旨

#### ①歯科医師として業務に従事しようとする場合

それまでの就労活動を研修として行う業務を限定するという活動制限、年数制限（本邦において歯科医師の免許を受けた後6年以内）及び就労可能な地域についての制限を撤廃。

#### ②保健師、助産師、看護師として業務に従事しようとする場合

それまでの就労活動を研修として行う業務に限定するという活動制限及び年数制限（本邦において保健師、助産師の免許を受けた後4年以内、看護師の免許を受けた後7年以内）を撤廃。